○栗東市障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者支援事業費補助金交付要綱

令和２年７月１３日

告示第１５１号

改正　令和３年３月３１日告示第１０２１号

令和４年３月３１日告示第１０２１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の運営を支援するため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策に要した費用を補助する栗東市障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、栗東市補助金等交付規則（昭和６３年栗東町規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者

（２）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援を行う者

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項の規定による地域生活支援事業のうち移動支援事業又は日中一時支援事業を行う者

（４）　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７０条の規定により滋賀県知事から指定を受けている指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護に係る指定を受けた事業者を除く。）

（５）　介護保険法第７８条の２の規定により栗東市長から指定を受けている指定地域密着型サービス事業者

（６）　介護保険法第８６条の規定により滋賀県知事から指定を受けている指定介護老人福祉施設

（７）　介護保険法第９４条の規定により滋賀県知事から開設許可を受けている介護老人保健施設

２　前項の規定において、同一の法人が経営する補助対象事業者が複数ある場合は、当該法人を１補助対象事業者として取り扱うこととする。

（補助対象経費等）

第３条　補助金の補助対象経費、上限額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、栗東市障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者支援事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に、補助対象事業を実施したことが確認できる領収書を添え、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を栗東市障害福祉サービス事業者及び介護サービス事業者支援事業費補助金交付可否決定通知書（別記様式第２号）により通知する。

２　市長は、前項において補助金の交付を決定した者に対して、速やかに補助金を交付する。

（実績報告）

第６条　規則第１３条に規定する実績報告については、第４条に規定する補助金の申請及び請求によりなされたものとみなす。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、令和２年７月１３日から施行し、同年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（令和３年３月３１日告示第１０２１号）

この告示は、令和３年３月３１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日告示第１０２１号）

この告示は、令和４年３月３１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 上限額 | 補助率 |
| 新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、衛生用品、関連機器等の購入等、利用者、職員等の感染予防及び感染拡大防止のために要した費用 | １００，０００円 | １０／１０ |